

随意契約結果(工事)

様式5

No.	案件名称	工事種目	工事場所	契約の相手方	契約金額 (税込)	契約日	根拠法令	随意契約理由 (随意契約理由番号)	WTO
1	東成区民センター吸収式冷温水機改修工事	給排水衛生 冷暖房工事	東成区民センター	日本冷熱工産株式会社	990,000 円	2023年2月28日	地方自治法施行令167条の2 第1項第2号	K6	-

NO. 1

随意契約理由書

1 案件名称

東成区民センター吸式冷温水機改修工事

2 契約の相手方

日本冷熱工産株式会社

3 随意契約理由

本工事は、大阪市立東成区民センターに設置している吸式冷温水機の部品が経年劣化しているため部品の交換と溶接を行うものである。

東成区民センターの空調設備については、指定管理者が日本冷熱工産株式会社と令和4年度保守点検契約を締結している。本件については、保守対象外の作業となるため、有償による対応が必要となるが、保守業者以外が作業を行った場合、作業後何らかの問題が発生した時に、その原因が本来保守対象となる事柄に起因するものなのか、今回の作業時の何らかの事態に起因するものなのか切り分けが出来ないため、継続した保守が受けられない可能性がある。

このことから、既に締結している保守点検契約と密接不可分の関係にあり、保守業者以外が作業した場合、責任の所在が不明確になり、著しい支障が生じるため、日本冷熱工産株式会社と特名随意契約を行う。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

東成区役所 市民協働課（06-6977-9014）